

令和3年第3回大衡村議会定例会会議録 第4号

令和3年9月13日（月曜日） 午前10時25分開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	庄子 明宏	監 査 委 員	渡邊 保夫
教育次長兼学校教育課長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企画財政課長	残間 文広	住 民 生 活 課 長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江
産業振興課長	渡邊 愛	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
社会教育課長	大沼 善昭	参事兼指導主事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子	書記 片浦 則之	書記 残間 頼
-------------	----------	---------

議事日程（第4号）

令和3年9月13日（月曜日）午前10時25分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 令和2年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2号 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決

算認定について

- 第 4 認定第 3号 令和2年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4号 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5号 令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6号 令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7号 令和2年度大衡村水道事業会計決算認定について
- 第 9 議案第51号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第10 発議第 2号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について
- 第11 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

午前10時25分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますのでこれより令和3年第3回大衡村議会定例会第13日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番小川克也君、2番佐野英俊君を指名いたします。

日程第2 認定第 1号 令和2年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第 2号 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第4 認定第3号 令和2年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第4号 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第5号 令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第6号 令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第7号 令和2年度大衡村水道事業会計決算認定について

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。日程第2、認定第1号令和2年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号令和2年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号令和2年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までの7件は一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員長に審査の報告を求めます。決算審査特別委員長佐野英俊君、報告願います。

決算審査特別委員長（佐野英俊君） 決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

令和2年度大衡村一般会計をはじめとする各種7会計の歳入歳出決算の認定につきまして、去る9月3日に決算審査特別委員会が設置されその審議が付託されました。

決算審査特別委員会は9月6日、7日、8日、9日の4日間にわたり書類審査及び担当課ごとに決算審査が行われ、各委員並びに執行部のご協力によりまして予定通り本日をもって審査が終了いたしました。

審査結果につきましては、別紙報告書のとおり認定第1号令和2年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号令和2年度大衡村水道事業会計決算認定についてまで、7件全ての議案が認定すべきものと決定いたしました。

なお委員会を終え申し述べさせていただきますが各委員議員は住民を代表する立場で繰り返し質問をされておりました。執行部におかれましては出されました質疑意見を真摯に受け止められ、これからの行政事務事業運営に努めていただくことと、今後ペーパーレス化が進むこととなりますので、説明者におかれましてはこれまでの説明口述を踏襲することなく決算書及び付属資料に記載のある金額の読み上げを極力減らし、ソフト事業ハード事業とも事業の目的や対象者などを強調し、ポイントを絞っての説明に努められますよう希望いたします。以上決算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（細川運一君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

日程第2、認定第1号令和2年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数全員であります。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第3、認定第2号令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数と認めます。全員の賛成であります。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第4、認定第3号令和2年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し直ちに採決をいたします。

本案から認定第7号令和2年度大衡村水道事業会計決算認定についてまでを簡易採決により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第5、認定第4号令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第6、認定第5号令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し直ちに採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7、認定第6号令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とし、討論を省略し直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8、認定第7号令和2年度大衡村水道事業会計決算認定についてを議題とし、討論を省略し直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9 議案第51号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第51号令和3年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） はい、それでは議案第51号別紙についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。令和3年度大衡村一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,043万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ44億53万8,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお開き願いたいと思います。歳入です。17款2項8目、商工費補助金1,043万5,000円の増、説明記載のとおり宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金でございます。次に7ページ歳出でございます。6款1項2目商工振興費1,043万5,000円、18節負担金補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金として8月20日から26日までの蔓延防止等重点措置期間7日間、そして27日から9月12日までの緊急事態宣言期間17日間に対しましての協力金となります。

説明は以上となりますよろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 新型コロナウイルスの感染症の方の協力金ですけれども、協力金は各事業者の申請後にですね、審査を経て支給って言うふうな形を取られると思うんですけれども、今回県からくる金額についてはどういった経緯でこの金額になっていて、村として事業者に対しての申請までの流れですね、を聞かせてください。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊愛君） はい、お答えいたします。県からの歳入を見込んでる金額の積み上げでございますけれども、これにつきましては村としてもですね、対象事業者の巡回確認とさせて頂いて出してる数字でありまして、具体的に申し上げますと村内で9つの店舗が対象となるということで、今のところ予定してるものでございます。なお先ほど企画財政課長の説明の中にもありました通り、その中でもですね、8月20日から26日までの7日間の蔓延防止措置の期間における県から示されている基準額で試算しておりますし、8月27日以降9月12日までの17日間、この期間につきましては緊急事態宣言下ということで、それにおける県から示された基準額において算出しているものでございます。なお申請手続きにつきましては、本日お認めを頂いた以降ですね、様式等も準備をさせて頂いて、当然9つの事業者ということで巡回なり申請にあたってのアナウンスってありますか、説明等もさせて頂いてるところでございますので、準備整い次第ですね、ご案内をさせて頂いて申請を受け付け審査をさせて頂いて支給を速やかにさせていただくという流れになっております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹） 事業者数がですね、そんなに多いわけではないので、速やかに処理していただければと思います。また本日からですね、また蔓延防止の期間に入りました。

これに対応するのは、また国、県の考え方によるものなのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊愛君） 支給の方につきましては、4月から5月にかけての前例もありますので、それに合わせて速やかに処理をさせていただきたいと思っております。また今後についてもですね、本日以降につきましても30日まで蔓延防止措置ということで延長といえますか、ちょっと措置が変わりますけれども、それについての基準額も示されておりますので、それに合わせて今後支給をさせていただくということで考えて

ございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） その支給に対してはどのように、何でしょう、再度補正なのかその対応だけをお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） はい、お答えいたします。今般ですね、補正させていただきましたのは昨日までの分で、協力金でございます。本日からの蔓延防止措置に伴います協力金につきましては、先ほど産業振興課長お答えしたとおり今後の手続きに入ろうかと思いますが、今後の予算措置につきましては補正予算措置をさせていただければと考えてございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8 番（高橋浩之君） 今回補正予算におきまして、1,000万円を超す商工費の補助金という形になりましたけども、その基準、補助金を申請して交付される要件を改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊愛君） はい、基準でありますけれども、食品衛生法上の営業許可を受けているお店の中ですね、時間短縮の要請に、その期間全期間全て応じるもの。あとは県が示すその時間を短縮する旨のポスターの掲示をしていること、これらの要件に基づいて村の方としてもその期間中ですね、各店舗、確かに休んでいるのか、要請に応じているのかを確認させて頂いておりますので、そういった基準で支出といいますか、お支払いする、協力金を払うということでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8 番（高橋裕之君） 今回の要件におきましては、収入減が何パーセントっていうような要件は入っていないというような判断で理解してよろしいのかと思うんですけども、私がお伺いしたいのが、農業関係で昨日おとこの新聞でも、今日もありましたけども、概算金が1万円割れの約25%減、前年と比較して25%減の米の価格が下がっている。これもコロナの影響なんですよ。原因としての大きな要因は、それに対する支援策はないのかというのが私の考えなんです。昨年12月の一般質問におきましても、私一般質問の中で平成26年に約25%の米価が下落したことによる、大衡村単独事業として60kgあたり400円で1,860万円の支援をしています。今回も25%くらいの減額、まあ普通に

作っても25%収入が減るわけですよ、米は。あの時の村長の答弁では、そのために転作、作物、奨励品種、いろんな、大豆とか、その他ホールクroppだ餌米だというようなことに対する支援を厚くして、あるいはアスパラガスだとか、そういうものに対する支援を厚くしていくという答弁でしたけども、何もしなくても今年の米も25%下がるんですよ。同じく収量が取れても。それに対する支援策はないのかどうか村長にお伺いします。

議長（細川運一君） まず担当課のご答弁をお願いして、その後ご指名でございますので、村長の答弁を求めたいというふうに思います。産業振興課長。

産業振興課長（渡邊愛君） まずは収入減の関係の話でありますけれども、要件としては今回収入減というのは入っておりません。ただ今回の支給額の算定についてですね、この4月から5月の部分については一律の金額で1日当たりいくらということで出ておりますけれども、今回については個別の店舗ごとに前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上を出して頂いてそれに合わせてどれだけの支出の基準になってるかによって金額を算出する、お出しするというような算出方法になってるということでございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問にありました今般の補正予算以外にコロナの影響による米価の仮渡金の減額、それらに対する支援はないのかというご質問でございますけれども、以前一般質問等でご質問頂いて、村長が答弁しておりますが、そういった観点からの支援も必要なのかもしれませんが、これまで様々な事業でですね、農業施策に対して支援をしてきたということでございますので、それらも勘案しながら、まあ現時点での支援は考えておりませんが、今後検討する時が来るかもしれませんが、その時はよろしくお伺いしたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大変ご苦労様でございます。ただいまの高橋議員の質問、米価下落についての補填的な考え方はないのかというような趣旨だと思いますけれども、この件についてはですね、最初から申し上げておりますけども米価の下落、イコールコロナが全てではないと私は理解しております。と申しますのは、年々ですね、コロナ以前から年々10万トン級の在庫過剰というような状況が続いている、そういったことがですね、一つの大きな原因なんだろうというふうに思います。そしてさらにコロナの外出

産業等々で落ち込みがあるんだというお話ですあります。それもあるんだろうけども、この間も申し上げましたが、コロナであっても家ではご飯食べるんでしょと。ですからコロナが全てだということではないというふうに私は思ってます。ずっと恒常的にですね、10万トンづつ積み上げてきたところで今回のJAあるいは全農でもそういったことを踏まえて大幅な下落という風に踏み切ったようであります。確かにそういったことですね、今朝も課長会議において、議員各位あるいは農業者団体の皆さんからそういった要請が当然出てくるだろうということを課長会議で申し上げました。なのでそれはそれとして、この近隣あるいは県内全域でもいいですけど、あるいは全国でもいいんですけども、そうそういったことの対応がされるのか、そしてそういうことを考えていくのかということで、ここだけの話をしてまいりますと黒川地区の4市町村の担当あるいはJAの担当、そう言った人たちの情報を詳細に把握するようにという事を命じたところでありました。従いまして国としてですね、そういったことに目を向けて頂けるような、あるいは県としてもですね、そういうことに目を向けていただけるような発信を市町村長会議等々もありますので、その中で申し上げて参りたいと。大衡だけの問題でもございませぬので。ただこれまでの実績で議員仰せのとおりでありまして、米価が8,400円って時があったんですね。60kgあたり。その際に400円の補填を村でしたということはあります。ただその時はですね、さらに民主党政権だったんだな一って今思い出してですね、それは個別所得補償制度というものを創設されまして、10アール当たり1万5,000円のですよね、の補填じゃないんですけども、一律にいただいたという経験があるわけでありまして。ただそれも今はなくなったわけでありまして、その当時の状況よりも更に酷くなったと言っても過言ではないんだという風に思います。なので先ほど申し上げましたように全国的あるいは全県的そして近隣の4市町村の担当等々、あるいは農業者のご意見なども伺いながらですね、まあ大衡だけっていうんじゃないで、全体的にそういった気運になればですね、やっぱり何かのですね、措置は考えて行かなければならないのかなと思ってるような状況であります。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 補正予算の質疑ですから、この1,000万円の、先ほど課長答弁にもありましたけど、今回は1,000万円ちょっとの補助ということですけども、今日以降の蔓延防止措置期間中の協力に対する補填も考えてるというような答弁をいただきましたけ

ども、結局そういう金額がはっきりわかるようなところとか、何時から何時まで休みますというところに対する補填なりなんなりはできるんですけども、現実問題農業関係は25%の減収です。間違いなく、同じ収量でも。そしてそれは大衡村の限界、今は何十町歩でも作ってる農家でも間違いなく25%減収がありますから、大きければいいという問題でもないですよ。小さければ小さいほど大衡村農業の存亡の危機だと私は判断するわけです。それに対する大衡村としての支援する考えがどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊愛君） 今日以降の部分につきましてご説明させていただきますと、8月20日から26日までの7日間の措置と同じような算出根拠に基づいて基準額が定められておりまして、それに基づいてまた協力金をお支払いするというございます。あくまで協力金の考え方でありまして議員おっしゃられます通り補填ということではなくてですね、協力金につきましては、あくまで自粛その時短要請に協力していただいた謝礼的な部分、御礼的な部分というのが要素でありまして営業保証という意味ではないということを示されているものでありますのでご承知おきいただきたいと思っております。また農業の減収の件についてはこれまでもですね、委員会議会開会前からですね、そういった推移については担当課としても注意深く見守ってきていたところありますけれども、村長申し上げました通り本日の朝ですね、会議において指示もありましたので各近隣市町等ですね、動向とも充分情報交換させて頂きながら必要な措置を検討してまいりたいというふうに担当課としては考えているところがございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 前者の質問と重複する点もあろうかと思いますが、今回の協力金、財源は最終的に国費県費補助ということで村の予算を経由してという手続きが取られておるわけですが、説明で9件、計上額は1,000万円を超える金額で、交付要件としては今回は収入減等については加味してない、あくまでも食品衛生法絡みでの許可とかそういう要件に基づいて申請があった場合交付するという説明ですが、一点だけ確認したいことは、このようなコロナ絡みで全国的にいろんな協力金交付金における詐欺的な行為もないわけでもありません。9件1,000万円を村会計で交付するという中で担当課として交付申請がなされた場合に要件に対する審査等々における一番留

意すべき注意すべき点を担当課としてどのように捉えているかその点だけ質問いたします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊愛君） 注意すべき点というお話でありますけれども、当然その期間中要請に間違いなくですね、全期間要請に対応してるかどうかというのがひとつの基準でありますし、先ほど申しあげました通り時短営業しました、もしくは休業しましたという県が示すポスターをですね、きちんと掲示してるかどうかということ、2つほどそのポイントがあるということでもありますので、先ほど来申しあげております通り期間中ですね、その都度店舗の方を回らせて頂いてその状況をつぶさに確認をさせて頂いておりますし、その際、店主の方々従業員さん等いらっしゃればですね、そこでヒアリングって言いますかお話もさせて頂いておりますので、そういったところでご懸念されてるようなことはないように努めさせて頂いてるところでありますので、なおその点もですね、さらに注意をしながら申請交付事務にあたりたいと考えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 時短営業等への協力金的な謝礼、そういう考えという答弁もありましたけれども、ぜひ厳しい目線で大衡9件とは言うものの、やはりあくまでも税金の扱いになるわけですので厳しい目線でその辺は巡視巡回やらも行っていただきたいと思っておりますし、住民が理解できる取り組みをぜひ担当課として行っていただきたいと思っております。最後に答弁を求めます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊愛君） ただいまお話ありました通りですね、十分にその辺は注意をして交付にあたりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。質疑はないようです。これで質疑を終結討論を省略し直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について

議長（細川運一君） 日程第10、発議第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をさせます。事務局。

議会事務局（残間頼君） 発議第2号令和3年9月13日大衡村議会議長細川運一殿、提出者大衡村議会議員佐々木金彌、賛成者同上石川敏、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について。上記の案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

議長（細川運一君） 本案は会議規則第39条第2項の規定により説明討論を省略し直ちに採決をいたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（細川運一君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。各委員長から所管事務の調査中の事件についてお手元に配布しました通り閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（細川運一君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

最後に9月をもって退任される庄子明宏教育長に対して大衡村議会として御礼の言葉を申し上げます。3期7年半にわたり学校、社会教育にご尽力されたご功績とご功労に心より敬意と感謝を申し上げます。温厚で誠実なお人柄で学校保護者、地域の連携を図り、本村の教育行政を牽引していただきました。また議会においても、議員の意見に真摯に対応され続けた発言は人柄が溢れ議員一人一人が信頼を寄せるものでした。教育長は凧を愛好されておりました。そのおかげで私たちもその魅力の一端に触れることができました。これからも大衡の空に優雅に舞う凧のように、大所高所から

ご指導いただければと思います。長い間本当にありがとうございました。

〔議場内拍手 教育長庄子明宏君起立し一礼〕

議長（細川運一君） 以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。これをもちまして令和3年第3回大衡村議会定例会を閉会といたします。

午前11時03分 散 会